

イスラーム世界を考える 「集権」の中東と「分権」の日本

1. はじめに～中東はそれほど日本と違うのか
2. 中央集権的権力の成立
3. 中東～中央集権化とその背景
4. 日本～永い平和と分権化の進展
5. 中東と日本～異なる社会の課題

拓殖大学公開講座 (2017年10月28日)
拓殖大学政経学部 立花亨

1

狩猟採集民としての性格：平等主義

狩猟採集社会の構造 → チンパンジー社会と違い、平等主義的

- 指導者や主張を持たず、誰も命令を出さず受けない
- むしろ支配者がいないことを好む

狩猟採集社会における突出した個人への対処

- 決まって抵抗勢力
- 強者が支配を指向すれば、敬遠、集団からの追放、あまりに威圧的であれば殺害

2

なぜ平等主義か

チンパンジーとの分化

- 脳の劇的拡大 → 認知革命 (7万年前、目の前にない物を話題にしうる言語・認識の革命)
- 武器の発明・知能の発達・知識の共有 → 専制的指導者への抵抗を組織

3

3

アラブ・イスラーム帝国成立時の周辺環境



(ja.wikipedia.org)

613-621 サーサーン朝、勢力拡大 (シリア、パレスチナ、エジプト、アナトリア)

(610-622 メッカ布教)

627-628 ビザンツ帝国、メソポタミアを征服 (サーサーン朝皇帝を退位さす)

(622 メディナ移住)

572-591 ビザンチン・サーサーン戦争 (570頃 ムハンマド誕生)

(624-627 対メッカ戦)

(628 対メッカ休戦)

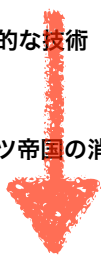
(630 対メッカ勝利)

4

4

磨かれた軍事力

- ◆ ササーン朝（東）とビザンツ帝国（西）の存在 →危機意識、軍事技術の波及、軍事衝突経験の蓄積
- ◆ 動物を乗りこなす伝統的な技術
- ◆ 宗教的情熱
- ◆ ササーン朝、ビザンツ帝国の消耗



632年以降の急速な支配域拡大

5

5

アラブ・イスラーム帝国でムスリムは少数派を続けた

←その背景には中央集権的な組織構造

- 632 ムハンマドの死
- 632-661 正統カリフ時代
- 661-750 ウマイヤ朝
- 750-945 アッバース朝
- 945-1055 ブワイフ朝（大アミールとしてイラク、イランを支配。アッバース朝名目化）
- 1055-1194 セルジューク朝（スルタンとしてイラク、イランを支配）
- 1194-1258 モンゴル西征→アッバース朝滅亡
- 1299-1922 オスマン朝

850以降 帝国各地でムスリム過半数化
945以降 アッバース朝下の支配層没落
→新興知識層（ウラマー等）の登用→イスラーム重視
→新興支配層（遊牧民）の正統性希求→イスラーム重視



6

「ムスリムか非ムスリムか」ではなく
「支配層に忠実かどうか」

- ◆ ムハンマドの時代からウマイヤ朝、アッバース朝まで、支配層は基本的に都市の定住民（ムスリムは条件とならず）
- ◆ 彼らの指揮下に入る軍隊は遊牧民や山岳民で、周辺部での支配域拡大に従事 →中央は税収の増加に期待し、軍隊は戦利品に満足
- ◆ しかし中央集権の強化を図る権力と自治の拡大を望む辺境の軍隊は、支配域の拡大が滞ると対立・衝突
- ◆ 官僚や軍人には、中央に集まる税からの給与（アター）
- ◆ 中央権力の統制力低下 →徴税力の低下 →官僚・軍人給与支払の困難 →内乱・分裂

7

7

アッバース朝下の立て直しとその破綻

- ◆ 徴税面の公平性（「アラブか非アラブか」でなく「ムスリムか非ムスリムか」）

	正統カリフ時代 (632-661)	ウマイヤ朝 (661-750)	アッバース朝 (750-1258)
ジズヤ (人頭税)	異教徒	異教徒 非アラブ・ムスリム	異教徒
ハラージュ (地租)	異教徒	異教徒 非アラブ・ムスリム	土地所有者
ザカート (喜捨)	ムスリム	ムスリム	ムスリム

8

8

アッバース朝下の立て直しとその破綻

- ◆ 徴税面の公平性（「アラブか非アラブか」でなく「ムスリムか非ムスリムか」）
- ◆ 軍人への給与確保 → 給与に代え、徴税権（イクター）を付与 → 一時しのぎ・地方の独立傾向に拍車
- ◆ 中央権力の強化 → カリフ・ムータスィム（在位833-42）による職業軍人制度 → 職業軍人供給源としての奴隷（マムルーク）【供給地としてのトランスオキシアナ】
- ◆ 奴隷軍人によるカリフ・ムタワッキル暗殺未遂事件（861）以降の混乱を収拾できず、945年王朝は名目化
- ◆ 1258年、モンゴルの西征でアッバース朝滅亡

9

9

遊牧部族によるオスマン朝の樹立



- 1299 アナトリアで建国
- 1453 コンスタンティノープル（イスタンブール）攻略（東ローマ帝国滅亡）
- 1517 オスマン・マムルーク戦争勝利（中東への支配域拡大）
- 1520-1566 最盛期（スレイマン一世）
- 1699 ヨーロッパ諸国に領土を割譲（波はあるものの、以後衰退）
- 1922 トルコ革命（滅亡）

10

10

オスマン朝：一層強化された中央集権

- ◆ 分割相続が広範にみられた地域で、単独相続 → 国力の急激な低下を回避
- ◆ 奴隷軍人（マムルーク）に代わり徴用（デヴシルメ）軍人...キリスト教徒の子供を徴用（キリスト教徒にとっては出世の手段）
- ◆ 歩兵常備軍の設置...騎兵だった奴隷軍人と違い、徴用軍人は歩兵として火器に習熟 → 最強の近衛兵イエニチェリ兵団
- ◆ イスラーム法学者や裁判官、教育関係者をも包摂する帝国の官僚制度 → 社会の広範な組織化・階層化
- ◆ 統治者（スルタン）は神に選ばれし者 → 官僚や軍人はスルタンの奴隷であり、スルタン個人に忠誠
- ◆ ユダヤ教徒銀行家やギリシア人商人等も含む支配層（アスカリ）は、被支配層（レアヤー）の上に位置し、スルタンに忠誠

11

11

日本：中央集権的権力の成立とその崩れ

- ◆ 唐・新羅との対立と、百濟滅亡（660）、白村江の敗北（663）による危機感 → 中央集権的権力の必要性
- ◆ 律令制の確立（701大宝律令） → 律令国家
- ◆ 王土王民思想に基づく、個人を単位とした①土地班給、②税制（租庸調）、③兵役義務、④人民把握
- ◆ 墾田永代私財法（743） → 自ら新たに開墾した土地の私有を承認
- ◆ 健儿（選抜された武芸に秀でた者）制（792） → 一律の兵役義務解消
- ◆ 王朝国家（10世紀初頭～） → 個人単位ではなく、土地単位の課税・地方への権限委譲 → 所領を核とした「家」へ

12

12

日本：なぜ中央集権体制は維持しえなかったのか

- ◆ 中東に比べて複雑な地形 →逃げ、隠れる場所の多さ
→権力的指揮命令関係を嫌い、自らの意思を尊重
- ◆ 耕地面積が限られる中での農業 →土地への投資 →
土地との結びつき →自ら所有してこそその耕作意欲
→王土王民思想の訴求力減退
- ◆ その後、高度中央集権体制を目指した後醍醐天皇や織
田信長には内部から反乱者

13

13

自由意思が尊重され、強制関係を嫌う日本の伝統

- ◆ 南北朝期に後醍醐天皇方で戦った北畠顕家は死の1週間前、「北畠顕家奏状」
で、天皇に諫言——中央で全国のことを決めてしまつては政治が混乱するばかり
- ◆ フランシスコ・ザビエルによれば、日本では自分の意思で宗派を選び、他者に
それを強制することはない
- ◆ 法華宗が浄土宗との宗論に敗れた安土問答（1579）に関して信長は、前者の
他宗派への攻撃姿勢を批判
- ◆ 秀吉の伴天連追放令（1587）は、伴天連門徒となるかどうかは本人次第で、
強制されるべきことではないと非難
- ◆ 当時の日本には「天道」という考え方 →天や神仏の摂理は我々の理解を超え
ており、それを人間が分かつたつもりになることはできない →他宗派の排除
は不可 →どの宗派も結局は同じでどれを選ぼうと問題なし

吳座勇一『戦争の日本中世史』（新潮選書 2017） 神田千里『戦国と宗教』（岩波新書 2016年）

14

14

江戸時代に確立した分権的権力

- ◆ 幕藩体制...直轄領はせいぜい全国総石高の15%。大名は幕府
への納税義務なし
- ◆ 年貢の村請...村ごとにまとめて拠出（村内の分担は村が決定）
- ◆ 稟議...担当者が起案し、組織階層を下から上へと修正・承認を
得ていく方式（名君としての「そうせい」候）
- ◆ 主君押込...家臣が主君の権限を一時凍結
- ◆ 身分制の枠内での人材登用...吉宗の足高制

15

15

中東と日本：異なる社会の課題

- ◆ 中東 →「しがらみのある内部者」より「忠実な外部者」を登
用する傾向 →人材の枯渇
- ◆ これには、藩閥政府期の官僚登用制度（政治任用・勅任官と文
官高等試験・奏任官の区分）が参考になる
- ◆ 日本 →分権化ゆえの「部分最適>全体最適」 →部分部分の
埋没費用に制約される全体決定（←戦争が形成した中東社会、
災害が形成した日本社会）
- ◆ これには、職務別人材登用による職掌範囲の明確化、組織間移
動の容易化が必要

16

16